

役員および評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長坂国際奨学財団定款第15条及び第29条の規定に基づき、理事、監事及び評議員の報酬等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(理事及び監事に対する報酬の総額)

第2条 理事及び監事に対する各年度の報酬の総額は次の金額の範囲内とする。

- (1) 全理事 合計 100万円
- (2) 全監事 合計 30万円

(理事及び監事の報酬の区分及び算定方法)

第3条 理事及び監事が、理事会に出席したときは、日当として、各人ごとに50,000円（源泉所得税控除前）を支給する。理事及び監事が同報酬を辞退した場合はこの限りではない。

(評議員の報酬の区分及び算定方法)

第4条 評議員が、評議員会に出席したときは、日当として、各人ごとに50,000円（源泉所得税控除前）を支給する。評議員が同報酬を辞退した場合はこの限りではない。

(報酬等の支給の方法及び形態)

第5条 報酬等は、業務に従事した日において、現金をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する名義の金融機関口座に振り込むことができる。

(費用の支給)

第6条 理事及び監事並びに評議員がその職務遂行にあたって負担した費用については、交通費については実費相当額を、手数料等については請求のあった額を支払うものとする。理事及び監事並びに評議員が同費用を辞退した場合はこの限りではない。

(規程の改廃)

第7条 この規程の変更は、評議員会の決議により行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、代表理事が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年3月9日（設立日）から施行する。

附 則

改定後の規程は、平成30年2月8日から施行する。